雨竜町建設工事等郵便入札実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、雨竜町が発注する建設工事及び建設工事に係る業務の委託（以下「工事等」という。）について郵便による入札（以下「郵便入札」という。）を実施する場合の必要な事項を定めるものとする。

（対象工事等）

第２条　郵便入札の対象となる工事等は、雨竜町財務規則（平成30年雨竜町規則第7号。以下「規則」という。）に基づく一般競争入札に付する工事等のうち、指名選考委員会等が決定するものとする。

（入札の公告等）

第３条　町長は、郵便入札により契約の相手方を決定しようとする場合、規則第107条に基づく公告又は規則第122条第２項に基づく通知において、次に掲げる事項を掲載するものとする。

(1)　入札書及び指定した書類(以下「入札書等」という。)の郵送方法

(2)　入札書等の到達期限

(3)　入札書等の送付先

(4)　郵便入札の条件に反した入札を無効とする旨

(5)　開札の日時及び場所

(6)　その他必要と認められる事項

（入札書等の送付方法）

第４条　規則第107条により一般競争入札参加資格がある旨の通知を受け又は規則第122条第２項により指名の通知を受け、郵便入札に参加しようとする者は、入札書等を、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により、前条第２号に規定する期限までに町長に郵送しなければならない。当該期限までに到達しなかった場合は、郵便事故、その他いかなる理由であっても当該郵便入札を辞退したものとみなす。

２　前項の規定により入札書等を郵送する場合、郵便入札封筒記載例（別記様式第１号）を参照し、次に掲げる必要事項を表面に記載した封筒（以下「指定封筒」という。）を用いなければならない。

(1)　工事（委託業務）番号及び工事（委託業務）名

(2)　商号又は名称、代表者名及び住所

(3)　開札年月日

(4)　入札書在中の旨（本項目は朱書きとする。）

(5)　連絡先電話番号及びファクス番号

（入札回数）

第５条　入札回数は、１回とする。

（入札書の開札等）

第６条　第４条に規定する入札書等が到達したときは、開札日時まで厳重に保管するものとする。

２　町長は、開札にあたり、入札執行者のほか、町の職員を立ち会わせる。

３　到達した入札書等は、書換え、引換え又は撤回することができない。

４　入札書等到達後においても、開札までの間は、入札辞退を認めるものとし、辞退する場合には書面をもって町長へ申し出るものとする。

５　開札において、第９条に規定する立会者は、第４条第２項の指定封筒が未開封であることを確認しなければならない。

６　開札後の指定封筒は保存するものとする。

７　有効に到達した入札書等が２通に満たない場合でも、当該郵便入札は執行する。

（入札の無効）

第７条 次の各号のいずれかに該当する郵便入札は無効とする。

(1)　入札を行う資格のない者のした入札

(2)　所定の日時までに所定の場所に到達しない入札

(3)　入札書記載の金額を加除訂正した箇所若しくは氏名の下に押印のないもの、又はその他入札要件の記載等が確認できないもの

(4)　同一事項に対して２通以上の入札をなしたもの

(5)　入札価格を総額で入札すべきことを示してあるときに単価で入札したもの。又は単価で入札すべきことを示してあるときに総額で入札したもの

(6)　不正行為による入札

(7)　入札条件に違反した入札

（再度入札の公告）

第８条　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の８第４項の規定により再度入札を行うときは、その日時を入札参加者に文書にて通知するものとする。

（入札者の立会）

第９条　町長は、当該入札に係る入札者のうち開札の立会を希望する者を立ち会わせるものとし、立会を希望する者は、郵便入札開札立会申込書（別記様式第２号）を開札日の前日（雨竜町の休日を定める条例（平成元年条例第16号）第１条第１項各号に規定する休日を含まない。）までに町長に提出するものとする。

２　前項の規定により開札に立ち会える者は、入札者又は入札者に常時雇用されている者（以下「社員」という。）とし、立会する者は第４条第１項に掲げた当該工事等に係る各通知の原本又は写しを提示の上参加するものとする。

３　開札の立会者は２名以上置くこととし、第１項による参加者がこれに満たない場合は、入札事務に直接関わらない職員を立会者に充てるものとする。

４　前項により職員を選定した場合、入札執行者は当該職員の所属長に対して口頭によりその旨を通知し、立会業務に当たらせるものとする。

５　開札の立会者は、開札後、郵便入札開札記録書（別記様式第３号）の内容を確認し、記載事項が事実に相違ない場合、これに署名しなければならない。

（くじによる落札者の決定）

第10条　町長は、落札となるべき同価格の入札者が２者以上あるときは、くじにより落札者を定めなければならない。

２　前項の場合において、当該入札者又はその社員（以下「当該入札者等」という。）が、当該開札に立会者として参加している場合は、これらの者がくじを引くものとする。

３　第１項の場合において、当該入札者等が、当該開札に立会者として参加していない場合は、入札事務に直接関わらない職員が当該入札者等に代わってくじを引くものとする。

４　前項の職員の選定方法等は、前条第４項を準用する。

（入札結果の通知）

第11条　町長は、落札者を決定した場合は、落札者に対して郵便入札落札通知書（別記様式第４号）により、落札の旨を通知するものとする。ただし、落札者が開札立会人として当該開札に参加している場合は、口頭による通知に代えることができるものとする。

２　落札者以外の入札者に対しては、当該開札に立会者として参加している場合は口頭により、それ以外の場合は次条に定める公表をもって通知に代えるものとする。

（入札結果の公表）

第12条　落札者の決定後は、速やかに入札の結果について公表するものとする。

附　則

１　この要綱は、令和３年５月21日から施行する。

２　新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号））附則第１条の２第１項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）がまん延し、又はその恐れがある場合においては、感染症拡大防止のため、特に必要があると認めるときは、第９条に定める立会人を入札参加者から選任せず、入札事務に関係のない職員から選任することとする。